

緊急事態宣言の延長等に伴う総合支援資金の再貸付のご案内（新型コロナウイルス特例貸付）

緊急事態宣言の延長等に伴う経済的支援策として、総合支援資金の再貸付が2月19日から3月末まで受付を開始します。総合支援資金の再貸付対象者は、特例の緊急小口、総合支援資金、延長までを借り入れた方（世帯）で、なおも新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により生活資金でお悩みの方に向けて、全国で実施するものです。

（貸付には審査があります。）

総合支援資金の再貸付

- ◇ 貸付上限額 ・2人以上世帯 月20万円以内
・一人世帯 月15万円以内
- ◇ 貸付期間 原則3カ月以内
- ◇ 据置期間(償還開始までの期間) 1年
- ◇ 償還期間 10年以内
- ◇ 貸付利子 無利子

申込みは、本会に電話で氏名や延長まで終了していること告げていただき、お問い合わせください。事前に申込書用紙一式、再貸付にかかる状況確認シート及び延長の際に作成した申出書を同封しますので、下記の注意事項を確認して郵送もしくはあごら窓口まで提出してください。

なお、特例貸付の償還開始時期が令和4年4月に延長されたことや緊急小口資金（20万）については、令和3年度又は4年度の住民税非課税を確認し、一括免除も予定されていることを申し添えます。（住民税非課税対象者は借受人及び世帯主）

[注意事項] 記入例は同封しています。

- ・本様式から押印する必要がありません。（直筆署名）
- ・状況確認のため電話、面談等で確認することがあります。
- ・家族が増え、申請上限額を変更する場合は、住民票（本籍、続柄）が必要です。

お問い合わせ・予約先

糸島市社会福祉協議会 TEL 324-1660
住所：糸島市潤一丁目22番1号（糸島市健康福祉センターあごら内 ※月曜日休館）
受付時間 火曜日から日曜日 8:30～17:00

相談先（生活困窮係とお伝えください）

生活困窮者自立支援相談窓口 TEL 332-2073
住所：糸島市前原西1-1-1 糸島市役所2階 福祉支援課内
受付時間 月曜日から金曜日 8:30～17:00